

## 第5号議案 借入限度額承認の件

2026年度（令和8年度） 借入限度額（案）

特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議の2026年度（令和8年度）の借入限度額を以下の通りとする。

借入限度額 五千万円

現在、長期借入が652万円（令和8年3月31日現在）となっています。令和2年に実施したコロナ対応資金で2000万円の借入を行い、令和5年10月に1000万円返済し、毎月12万円の定額返済をしています。コロナ対応資金の為、令和2年から3年間利子補給があり、令和5年11月18日までは無利子でした。

今年度、引き続き余裕をもって運転資金を確保するために、場合によっては追加借入を検討する可能性があります。

つきましては、今年度は借入限度額を五千万円として提案いたします。

直近の借入に関する総会での議決は2025年で2025年度（令和7年度）の借入限度額は五千万円でした。

昨年度、実際の借入は、行いませんでしたが、今年度は引っ越しを予定しており、状況により借入を行う可能性があります。

実際に借入を行う際は、総会の限度額を基に、事業の状況により理事会の承認を得て実行します。